

有価証券オプション取引
コーポレートアクション発生時の対応について

第2版

2025年8月



株式会社大阪取引所

目次

1	コーポレートアクション時のオプション調整	2
2	対象となるコーポレートアクション及びその調整方法	3
2.1	調整対象となるコーポレートアクションとその調整方法.....	3
2.2	銘柄調整に係る留意事項.....	4
2.3	調整対象とならないコーポレートアクション.....	4
3	具体的な調整例	6
3.1	株式分割、無償割当.....	6
3.2	受渡し単位の変更.....	15
3.3	複合事例.....	16
3.4	上場廃止.....	16

1 コーポレートアクション時のオプション調整

コーポレートアクションとは株式分割や、受渡し単位の変更といった有価証券の価値や取引条件に影響を与えるイベントのことをいい、当社はそれに応じて有価証券オプションの商品仕様を変更する場合があります。

当社がオプションの調整を行う目的は、オプションの原資産となる有価証券を発行する企業が、有価証券の保有者に影響のあるコーポレートアクションを公表した場合において、有価証券オプションの保有者が著しい不利益を被ることを防止する点にあります。

例えば、発行済み株式総数が増加する株式分割は、時価総額自体に直接の影響はありませんが、一株当たりの有価証券の価値に希薄化が生じます。オプションの商品仕様が調整されない場合、権利行使時において、当初オプションの買い手および売り手間で想定された価値に比べて減価した有価証券の受渡しが行われることとなります。この場合、コールオプションの買い手にとって、契約当初に想定しえなかった不利益が発生します。

そこで、有価証券保有者と同様にオプション保有者に対しても公平性を確保するため、当社はオプションの建玉や受渡し単位等についても可能な限り調整を実施します。株式分割のケースでは、オプションの建玉又は受渡し単位は分割比率を考慮して調整が行われることとなります。

コーポレートアクションのうち調整対象となるイベントの具体例は次のとおりです。

ただし、ここで示すのはあくまでも原則であり、有価証券とオプションの保有者間の公平性の観点から、取引所が適切であると認める場合は、異なる対応を採る可能性がありますので、具体的な取扱いの詳細については、JPX ウェブサイトをご確認ください。

2 対象となるコーポレートアクション及びその調整方法

2.1 調整対象となるコーポレートアクションとその調整方法

#	コーポレートアクション	権利行使価格 (調整前：K)	保有建玉 (調整前：O)	受渡単位 (調整前：N)
1	株式分割／株式無償割当 A：比率（1：A） ※比率が整数倍である場合	$K \times \frac{1}{A}$	$0 \div \frac{1}{A}$	調整なし
2	株式分割／株式無償割当 A：比率（1：A） ※比率が非整数倍である場合	$K \times \frac{1}{A}$	調整なし	$N \div \frac{1}{A}$
3	有償割当／新株予約権無償割当 A：1株あたり行使価額 or 払込金額 B：1株あたり割当率 ※割当率が整数倍である場合	$\frac{K + (A \times B)}{1 + B}$	$0 \div \frac{1}{(1 + B)}$	調整なし
4	有償割当／新株予約権無償割当 A：1株あたり行使価額 or 払込金額 B：1株あたり割当率 ※割当率が非整数倍である場合	$\frac{K + (A \times B)}{1 + B}$	調整なし	$N \div \frac{1}{(1 + B)}$
5	株式併合 A：比率（A：1）	$K \times \frac{A}{1}$	調整なし	$N \div \frac{A}{1}$
6	受渡し単位の変更	「3 具体的な調整例」を参照		
7	人的分割（新設分割、吸収分割） A：権利落ち後の原資産値段 B：権利落ち前の原資産値段 ※B÷Aの比率が整数倍である場合	$K \times \frac{A}{B}$	$0 \div \frac{A}{B}$	調整なし
8	人的分割（新設分割、吸収分割） A：権利落ち後の原資産値段 B：権利落ち前の原資産値段 ※B÷Aの比率が非整数倍である場合	$K \times \frac{A}{B}$	調整なし	$N \div \frac{A}{B}$
9	建玉引継ぎ（合併、株式交換又は株式移転） A：B（合併等比率） = 引継ぎ原資産（上場継続の原資産） ： 引継ぎ元原資産（上場廃止の原資産） ※B÷Aの比率が整数倍である場合	$K \times \frac{A}{B}$	$0 \div \frac{A}{B}$	調整なし
10	建玉引継ぎ（合併、株式交換又は株式移転） A：B（合併等比率） = 引継ぎ原資産（上場継続の原資産） ： 引継ぎ元原資産（上場廃止の原資産） ※B÷Aの比率が非整数倍である場合	$K \times \frac{A}{B}$	調整なし	$N \div \frac{A}{B}$
11	上場廃止	「3 具体的な調整例」を参照		
12	スピノフ（現物配当） A：スピノフ元会社時価総額 B：スピノフ対象会社時価総額 ※スピノフ対象会社新規上場日の終値ベース ※（A+B）÷Aの比率が整数倍である場合	$K \times \frac{A}{A+B}$	$0 \div \frac{A}{A+B}$	調整なし

13	スピノフ(現物配当) A : スピノフ元会社時価総額 B : スピノフ対象会社時価総額 ※スピノフ対象会社新規上場日の終値ベース ※ (A+B) ÷ A の比率が非整数倍である場合	$K \times \frac{A}{A+B}$	調整なし	$N \div \frac{A}{A+B}$
-----------	---	--------------------------	------	------------------------

2.2 銘柄調整に係る留意事項

- ・ 原則として、原資産の権利落日として東京証券取引所が定める日に調整を行います（受渡し単位の変更については、効力発生日の前営業日）。
- ・ 銘柄調整を行う場合、原則 2 週間前までに調整方法を JPX ウェブサイトに公表します。
- ・ 調整においては、フレックス限月取引を含む全限月取引について調整を行います。
- ・ 比率が非整数倍である場合において、受渡単位が調整されることで原資産の売買単位と異なる数値となるときは、対象原資産の売買単位と同一のオプションを新たに設定します（「特別設定」といいます。なお、調整後は、この特別設定された権利行使価格を対象として、対象原資産の価格変動に応じた権利行使価格の追加設定を行います。他方、調整された銘柄を対象とした追加設定は行いません。詳細は「3 具体的な調整例」をご参照ください。）。有価証券オプション取引について、オプション対象証券が企業再編（合併、株式交換、株式移転及び会社分割等）（以下「企業再編等」という。）により上場廃止となり、かつ、当該企業再編に係る新設会社若しくは存続会社が発行する有価証券（以下「上場継続有価証券」という。）がオプション対象証券である場合は、当社は、当該上場廃止となるオプション対象証券に係る有価証券オプションを、上場継続有価証券に係る有価証券オプションとして、引き継ぐことができます。当社が建玉引継ぎ制度の適用を決定したときは、当該有価証券オプションの上場廃止を公表した日を目途に Target 及びウェブサイトにて通知・公表します。
- ・ 上記のイベント時において、建玉制限数量、大口建玉報告基準値及び J-NET 取引のハードブロック設定値についても、調整を踏まえた見直しを行います。
- ・ コーポレートアクションによりオプションの調整が発生した場合、有効期限が未到来の注文(GTC注文)は、すべて取り消されますのでご注意ください。

2.3 調整対象とならないコーポレートアクション

以下のイベントに関しては調整対象としません。ただし、原則に反して何らかの調整を行う場合は対応方法の公表を行います。

- ・ 公募・売出し
- ・ 特定株主に対する有償増資（第三者割当増資など）
- ・ 自己株式の取得、処分、消却
- ・ 普通配当
- ・ 新株予約権の行使
- ・ 転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換
- ・ 商号変更※ など

※対象原資産について商号変更が生じた場合有効期限が未到来の注文(GTC 注文)についても、原則すべて取り消

されることとなりますので、ご注意ください。

3 具体的な調整例

3.1 株式分割、無償割当

ある企業が株式分割、無償割当などのコーポレートアクションを実施する場合、取引所は権利行使価格、建玉、受渡し単位に一定比率を乗じる(除する)ことによって、有価証券オプションの調整を行います。

有価証券オプションの調整方法は、株式分割後の株数が単元株数の整数倍（単元株 1 株、1 株から 2 株へ分割）であるのか、小数倍（単元株 1 株、1 株から 1.5 株へ分割）であるのかによって調整方法が異なります。

以下、調整の具体例として、株式分割の事例を用いて解説します。

〈株式分割が整数倍となるケース〉

対象有価証券が整数倍の株式分割となる場合、有価証券オプションに対して、以下の調整を行います。

(1) 保有建玉は分割比率で除した数量に調整

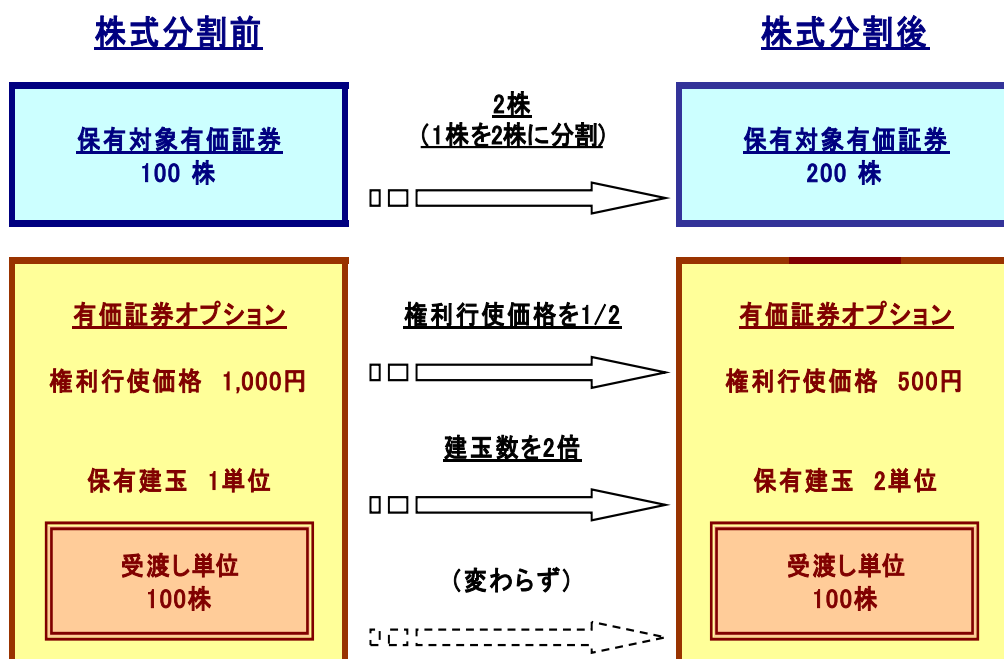
(2) 権利行使価格は分割比率を乗じた価格に変更

※ 分割比率とは、分割前の数量を分割後の数量で除した比率のこと(1 株を 2 株に株式分割する場合、分割比率は $\frac{1}{2}$)

(例：対象有価証券が 1 株から 2 株に株式分割されたケース)

対象有価証券に 1 株から 2 株への株式分割が行われた場合、有価証券オプションにおいては、

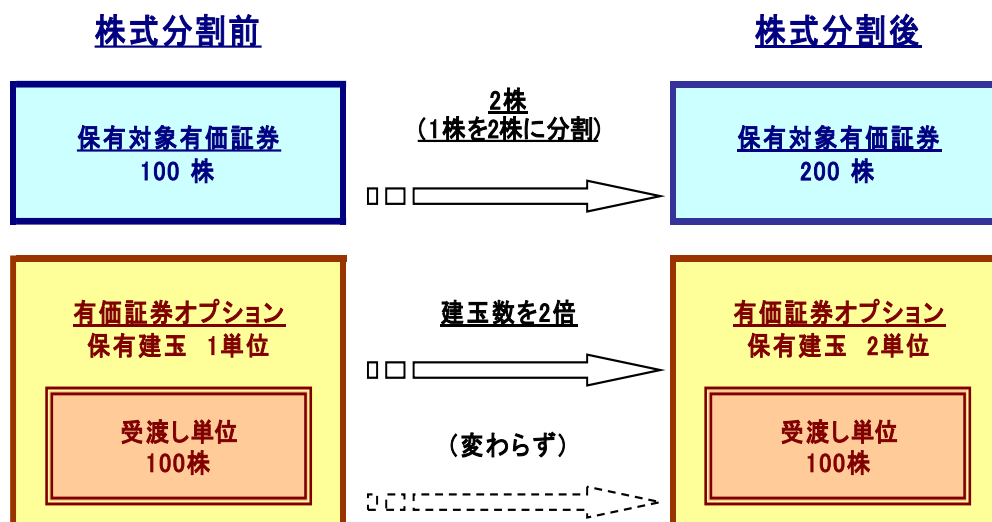
- (1) 変更前に持っている建玉数量を 2 倍にし、
- (2) 権利行使価格を 2 分の 1 に調整します。



この例における対象有価証券の売買単位は 100 株とします。また、「有価証券オプション 1 単位の権利行使が行われた時に発生する有価証券の売買数量（以下「受渡し単位」とします）」についても、有価証券の売買単位と等しくなるので 100 株となっています。

次に有価証券オプション取引に関する具体的な調整項目について、上記例を参考にして、内容を確認していきます。

(1)保有建玉の調整



対象有価証券は 1 株から 2 株への株式分割が行われました。投資家が対象有価証券を 100 株保有していた場合には、保有株式数は 100 株から 200 株となります。同様に有価証券オプションについても、有価証券オプション 1 単位を保有していた投資家に対して、100 株分を売買する権利・義務を、200 株分の売買をする権利・義務へと調整します。

この際の調整方法は、建玉数量を分割比率で除して、分割後の保有建玉数を計算します。

$$(1) \text{ 保有建玉の調整} = \text{分割前に保有した建玉数量} \div \text{分割比率}$$

なお、株式分割が行われた場合、特殊な例を除き、対象有価証券の売買単位が変更されることはありません。そのため、有価証券オプションの受渡し単位も 100 株で変更はないため、建玉数を 2 倍にすることで、有価証券オプションの投資家は、100 株×2 単位 = 200 株の権利・義務を保有するように調整されます。

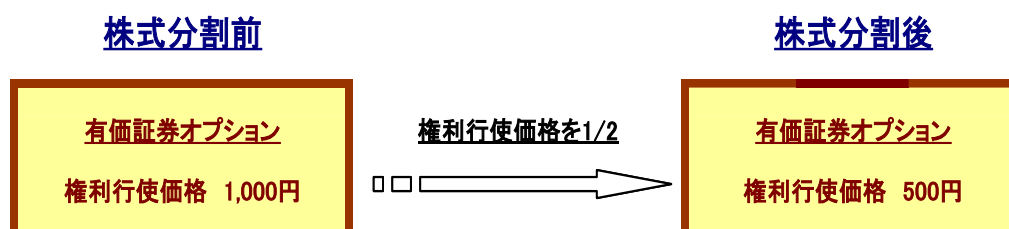
(2) 権利行使価格の変更

株式分割が行われた場合、有価証券の価格は分割比率に応じた価格に調整されます。正確には、有価証券の価格は需給関係によって決まるため、理論上の価格どおりにはなりません。東京証券取引所（以下、「東証」という）においては、分割が行われた日の有価証券の基準値段を、株式分割前日の終値に基づき理論上の価格に修正しています。例えば 1 株から 2 株への株式分割が行われた場合、権利付最終日の終値が 1,200 円であったとすると、翌日の権利落ち日の基準値段を 600 円に修正しています。

有価証券オプションの権利行使価格は 1 株の価格を基準として設定されていますので、有価証券の基準値段の変更と同様の考え方で、分割比率に応じた価格に調整されます。

$$(2) \text{ 権利行使価格の変更} = \text{分割前の権利行使価格} \times \text{分割比率}$$

先の例に基づいて確認してみます。



保有している有価証券オプションの株式分割前の権利行使価格 1,000 円は、2 分の 1 の 500 円に変更されることとなります。ここで確認しておきたい点は、株式分割によって元々保有していた有価証券オプションの価値に変化はないということです。

投資家は、分割前に権利行使価格 1,000 円で 1 単位の有価証券オプションを保有していました。受渡し単位は 100 株でしたので、権利行使が行われた場合、1,000 円で 100 株分の売買が発生することになりました。金額に換算すると、1,000 円×100 株×1 単位 = 10 万円となります。

株式分割後の有価証券オプションは、権利行使価格は 1,000 円÷2 = 500 円へ、保有建玉は 1 単位×2 = 2 単位へと調整されました。そのため、権利行使が行われた場合には、500 円で 100 株×2 単位 = 200 株分の有価証券の売買が発生します。これを金額に換算すると、500 円×200 株 = 10 万円となります。

このように分割前でも分割後でも、権利行使時の有価証券の売買を金額換算した額が同じになるので、有価証券オプションの価値は変わらないことが確認できます。

最後に、整数倍の株式分割が行われる場合の有価証券オプションの調整方法を、もう一度まとめて確認しておきます。

- 保有建玉は、 分割比率で除した数量 に変更
- 権利行使価格は、 分割比率を乗じた価格 に変更

(注)分割比率は、例えば1株から2株への分割の場合 0.5 (1÷2)として計算

〈株式分割が小数倍となるケース〉

対象有価証券が小数倍の株式分割となる場合、有価証券オプションに対して、以下の調整を行います。

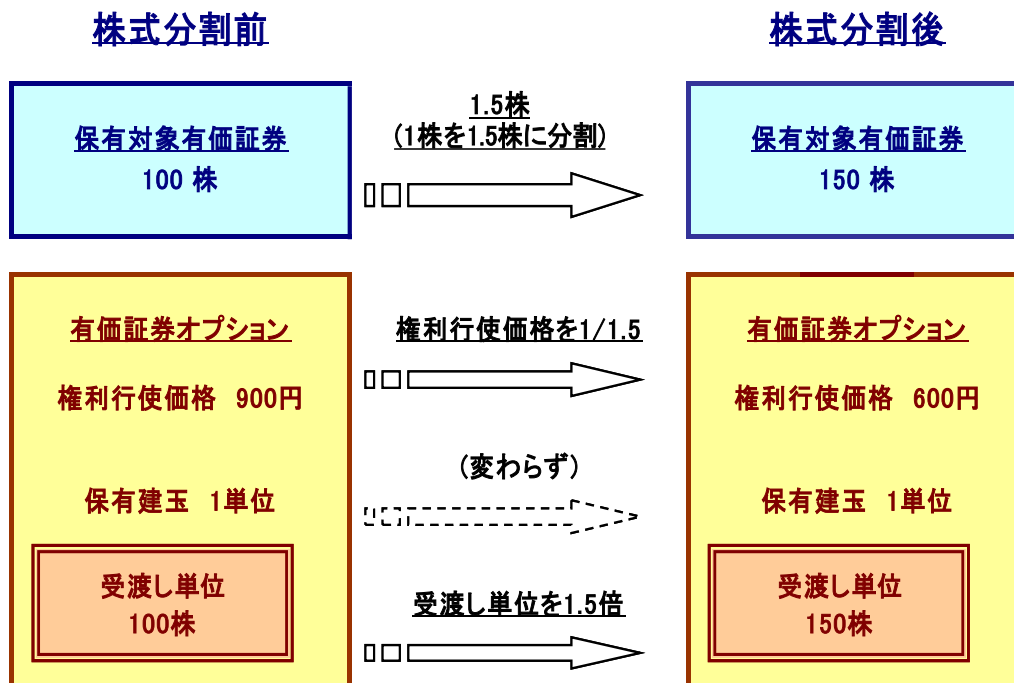
- (1) 受渡し単位は分割比率で除した数量に調整
- (2) 権利行使価格は分割比率を乗じた価格に変更
- (3) 権利行使時の決済方法は有価証券オプション 1 単位ごとに有価証券の受渡しと現金決済
- (4) 取引代金の計算に使用する受渡し単位も分割比率で除した株数を使用
- (5) 権利落ち後の理論的な対象有価証券の価格に基づき、新たな有価証券オプションを設定（特別設定）

(例：対象有価証券が 1 株から 1.5 株に株式分割されたケース。対象有価証券の売買単位は 100 株とする。)

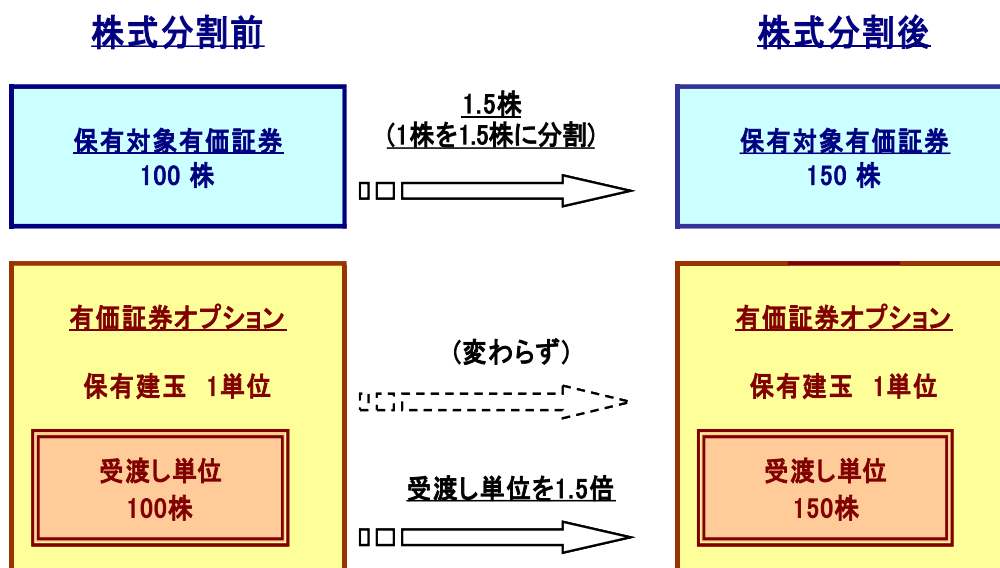
対象有価証券に 1 株から 1.5 株への株式分割が行われた場合、有価証券オプションにおいては、

- (1) 変更前に持っている受渡し単位を 1.5 倍の 150 株にし、
- (2) 権利行使価格を 1.5 分の 1 に調整します。
- (3) また、権利行使時の決済方法は有価証券オプション 1 単位ごとに 100 株の有価証券の受渡し決済と 50 株分の現金決済が行われ、
- (4) 取引代金に使用する受渡し単位も調整後の 150 株を使用します。
- (5) 権利落ち後の理論的な対象有価証券の価格に基づき、新たな有価証券オプションを設定(特別設定)します。

※ 保有建玉の数量に変化はありません。



(1) 受渡し単位の調整



ここで、対象有価証券において、1株から1.5株への株式分割が行われました。対象有価証券を100株保有していた場合には、保有株式数は100株から150株になります。同じように有価証券オプションにおいても有価証券オプション1単位を保有していた投資家に対して、100株分を売買する権利・義務を、150株分の売買をする権利・義務へと調整します。

整数倍の株式分割の場合には、権利行使時の有価証券の数量の調整のために保有建玉数を調整しますが、小数倍の株式分割の場合、建玉数に小数点以下の端数が生じる可能性があるため、建玉数の調整を行わず、受渡し単位の調整を行うこととしています。したがって、この場合には、受渡し単位を1.5倍することで、 $100 \text{株} \div 1/1.5 = 150 \text{株}$ の権利・義務の保有となるよう調整されます。

$$(1) \text{ 受渡し単位の調整} = \text{分割前の受渡し単位} \div \text{分割比率}$$

※上記例では分割比率は1/1.5

(2) 権利行使価格の変更

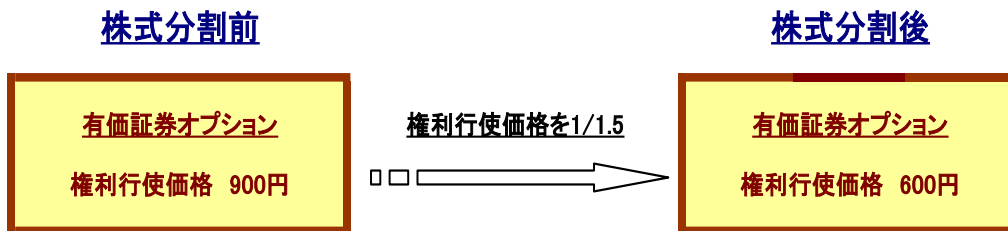
株式分割が行われた場合、現物有価証券の1株の価格は、理論上、分割比率に応じた価格に調整されます。正確には、有価証券の価格は需給関係によって決まるため、理論上の価格どおりにはなりません。東証においては、株式分割が行われた日の有価証券の基準値段を、株式分割前日の終値に基づき理論上の価格に修正します。例えば、1株から1.5株への株式分割が行われた場合、権利付最終日の終値が1,200円の時には、翌日の基準値段を $1,200 \text{円} \times 1/1.5 = 800 \text{円}$ に修正します。

$$(2) \text{ 権利行使価格の変更} = \text{分割前の権利行使価格} \times \text{分割比率}$$

有価証券オプションの権利行使価格は1株の価格を基準として設定されるため、有価証券の基準値段の変更と同様の考え方で、分割比率に応じた価格に調整されます。この例では、保有している有価証券オプションの株式分割前の権利行使価格900円は、1.5分の1の600円に変更されることとなります（小数点以下は四捨五入）。

ここで確認しておきたい点は、株式分割によって元々保有していた有価証券オプションの価値に変化はないということです。

す。



先の例に基づいて確認してみます。株式分割前、Aさんが権利行使価格 900 円で 1 単位のオプションを持っていたとします。受渡し単位は 100 株でしたので、権利行使が行われた場合、900 円で 100 株分の売買が発生することになっていました。金額換算すると、 $900 \text{円} \times 100 \text{株} \times 1 \text{単位} = 9 \text{万円}$ となります。

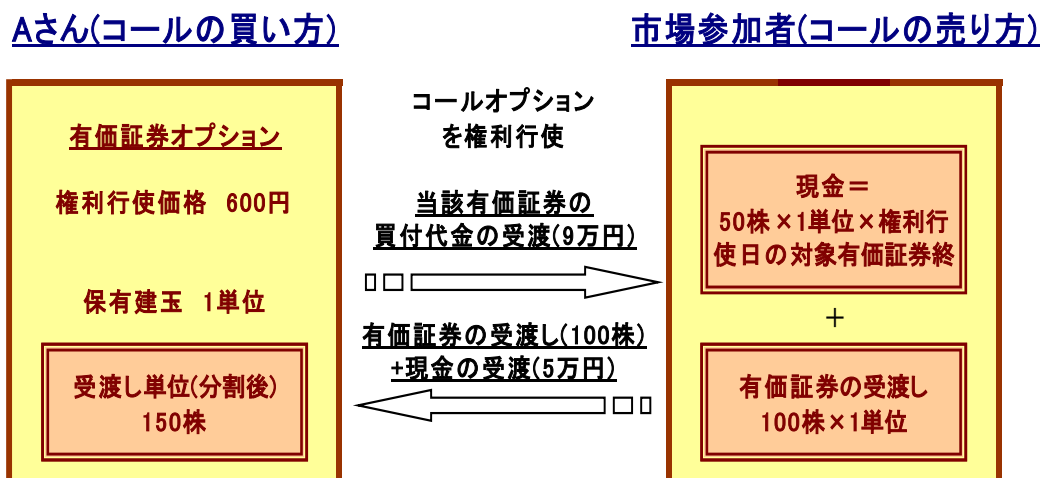
株式分割後の有価証券オプションは、権利行使価格は $900 \text{円} \div 1.5 = 600 \text{円}$ へ、受渡し単位が $100 \text{株} \times 1.5 = 150 \text{株}$ へと調整されました。そのため、権利行使が行われた場合には、600 円で 150 株×1 単位分の有価証券の売買が発生します。これを金額換算すると、 $600 \text{円} \times 150 \text{株} \times 1 \text{単位} = 9 \text{万円}$ になります。

このように分割前でも分割後でも、権利行使時の有価証券の売買を金額換算した額が同じになるので、有価証券オプションの価値は変わらないことが確認できます。

(3) 権利行使時の決済方法

さて、株式分割が行われても、通常、対象有価証券の売買単位が変化することはありません。そのため、対象有価証券の売買単位が 100 株であるものに対して、権利行使時の受渡し株数が 150 株となると、売買単位未満である 50 株の取引というものはできません。この場合の権利行使に係る決済は、**有価証券と現金**により行われることとなります。

先の例において、Aさんはコールの有価証券オプションの買建玉を保有していたとします。そして、権利行使日当日の対象有価証券の終値が 1,000 円となったとします。そこで Aさんはコールオプションの権利行使を行いました。まず、考え方から解説します。



○ Aさんが支払う有価証券の買付け代金は、

権利行使価格 600 円 × 受渡し単位 150 株 × 1 単位 = 90,000 円となります。

これに対して、権利行使を受けた市場参加者は、本来ならば権利行使割当数量分の株式を A さんに渡すこととなります。しかし、分割によって、権利行使時の有価証券オプション 1 単位当たりの受渡し株数が 150 株に調整されており、売買単位未満となった 150 株のうちの 50 株分については、物理的に受け渡すことが不可能です。したがって、この 50 株分については、権利行使日の対象有価証券の終値で評価した額を現金で受け渡すこととしています。

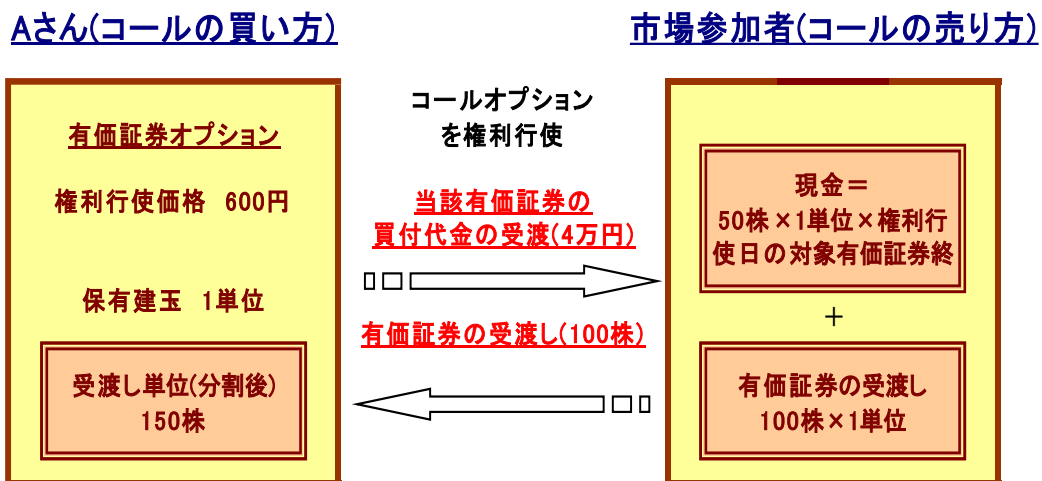
ゆえに、権利行使を受けた人は、

現物株【 100 株×1 単位 = 100 株 】を渡し、

加えて現金【（権利行使日の対象有価証券の終値 1,000 円×50 株×1 単位 = 50,000 円）を支払うこととなります。

○実際の決済方法

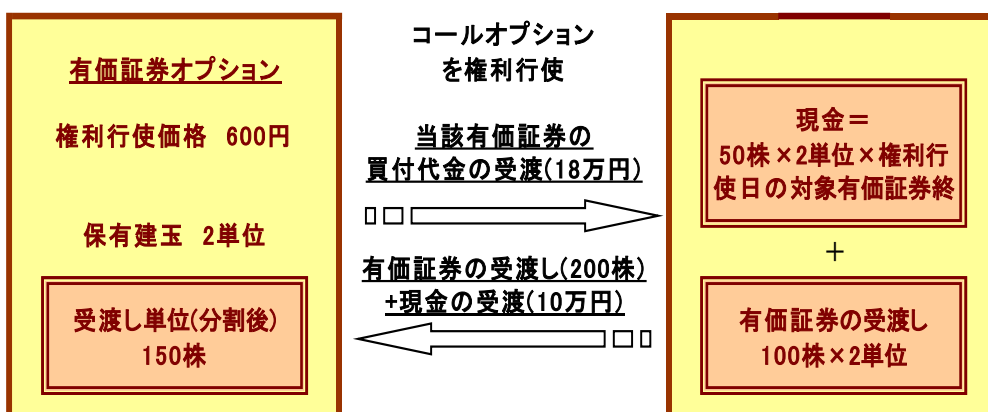
現金の授受についてみてください。互いに支払いと受取りが発生しています。実際の決済は、簡便化のため受払いの額の差額で行われることとなります。つまり、A さんの支払い分が 4 万円（9 万円 - 5 万円）超過していることから、A さんが 4 万円の支払いを行うのみとなります。したがって、A さんは現金 4 万円を支払い、100 株の有価証券を受け取り、権利行使を受けた人は、100 株の有価証券を渡し、4 万円を受け取るということとなります。



なお、**権利行使の決済は 1 単位ごとに細分化して行われることに注意してください。**つまり、1 単位ごとに 100 株の有価証券の受渡しと 50 株分の現金の受渡しが行われるということです。仮に A さんが 2 単位のコールオプションを保有していて、2 単位の権利行使を行った場合には、200 株の有価証券の受渡しと 100 株分の現金の受渡しが行われることとなります（300 株の有価証券の受渡しではありません。）。

Aさん(コールの買い方)

市場参加者(コールの売り方)



(4) 取引代金の計算方法

株式分割が行われた後、転売・買戻しで建玉の解消を行う場合、取引代金の計算方法には注意が必要です。株式分割後の取引代金の計算方法は、分割後の受渡し単位にオプションの価格と建玉を乗じて計算されます。

例えば、Aさんは株式分割前に、この対象有価証券のコールオプションを15円で4単位売っていたとします。その際、有価証券オプションの売付け代金として $15 \text{円} \times 100 \text{株} \times 4 \text{単位} = 6,000 \text{円}$ を得ることが出来ます。その後、1株から1.5株への株式分割が行われたものの、しばらくして、この有価証券オプションの価格が15円となっていたとします。そこでこの有価証券オプションの買戻しを行いました。

この時の買付け代金は、 $15 \text{円} \times 150 \text{株} \times 4 \text{単位} = 9,000 \text{円}$ となります。

取引代金を比べてみると、株式分割前と後では、オプションの価格は15円と変化はないにもかかわらず、受渡し単位を変更しているために、取引代金は異なっています。

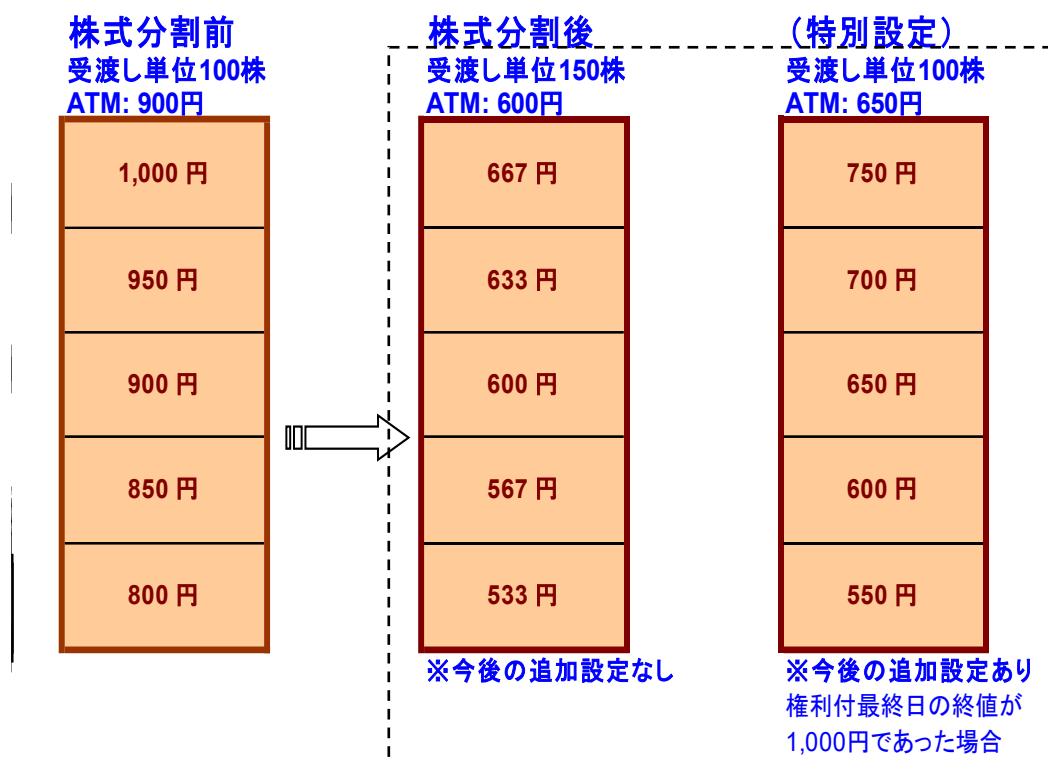
このように、小数倍の株式分割が行われた場合、受渡し単位の変更があるため、取引代金の計算方法に変更がある点にもご留意下さい。

(5) 新規に有価証券オプションを設定

小数倍の株式分割が行われると、権利行使価格、権利行使時の受渡し株数ともに調整され、いずれも通常の刻み幅、通常受渡し単位とは異なる数値となっていることから、当該有価証券を対象とするオプション取引を新たに行おうとする投資家にとっては、使い勝手の悪い商品となってしまっています。

そこで、権利落ち日に通常の権利行使価格の刻みで、かつ受渡し株数を対象有価証券の売買単位と同一とする新たなオプションを設定することとしています。この設定は、権利落ち後の理論的な対象有価証券の価格に基づき、新規限月の設定時と同様の方法で行われます。

上記の1株から1.5株への株式分割が行われた例において、対象有価証券の権利付最終日の終値が1,000円であった場合は、権利行使価格は以下のとおり新規に設定されます。



※ 株式分割後に特別設定として新たに設定される権利行使価格は、取引最終日の対象有価証券の最終値段に最も近接した価格を ATM とし、上下各 2 本、合計 5 本の権利行使価格を設定します。上記の例では、株式分割後の ATM は、 $1,000 \times 1/1.5 \approx 666$ 円 権利行使価格が 500 円以上 1000 円未満の価格の刻みは 50 円であることから、最も近接する権利行使価格である 650 円を ATM として、上下それぞれ 2 本ずつ 50 円刻みで権利行使価格を設定します。

最後に、今まで挙げてきた小数倍の株式分割が行われる場合の有価証券オプションの調整方法を確認しておきます。

- 受渡し単位は、分割比率で除した数量に変更
 - 権利行使価格は、分割比率で乗じた価格に変更
 - 権利行使時の決済方法は、有価証券オプション 1 単位ごとに有価証券と現金による決済
 - 取引代金の計算に使用する受渡し単位も、分割比率で除した数量を使用
 - 権利落ち後の理論的な対象有価証券の価格に基づき、新たな有価証券オプションを設定
- (注) 分割比率は、例えば 1 株を 1.5 株に分割した場合 $1/1.5(1 \div 1.5)$ として計算

対象有価証券の株式分割時における有価証券オプションの調整の留意点は、整数倍の株式分割（例えば 1 株から 2 株への分割）であるのか、今回のような小数倍の株式分割（例えば 1 株から 1.5 株への分割）であるのかによって、調整方法が大きく異なるという点です。

3.2 受渡し単位の変更

〈売買単位の変更が行われたケース〉

対象有価証券（ETF 等）の売買単位の変更が行われた場合、有価証券オプションに対して、以下の調整を行います。

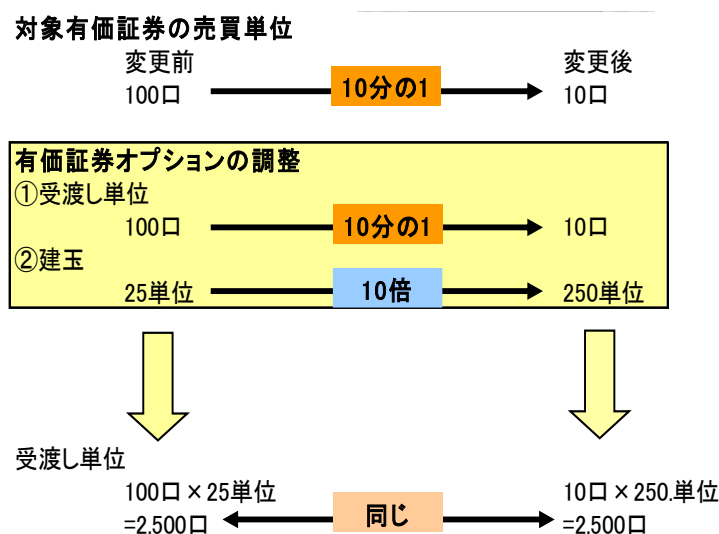
(1) 受渡し単位は売買単位の変更と同じ比率を乗じた数量に調整

(2) 保有建玉は売買単位の変更と同じ比率で除した数量に調整

(売買単位を 10 分の 1 に変更したケース)

(1) 有価証券オプション 1 単位の権利行使が行われたときの受渡し単位が 10 分の 1 となり、

(2) 変更前に保有していた建玉が 10 倍になります。



(1) 受渡し単位の調整

有価証券オプション 1 単位を権利行使すると、ある一定数量の対象有価証券を売買することができます。この一定数量の対象有価証券の株数のことを、ここでは「受渡し単位」と呼びます。有価証券オプション取引の受渡し単位は原則的に対象有価証券の売買単位に合わせます。つまり、売買単位が 100 口の対象有価証券の有価証券オプション 1 単位を権利行使すると、100 口の対象有価証券を受け渡すことになるわけです。対象有価証券の売買単位変更があった場合は、有価証券オプションの受渡し単位も変更されます。

本ケースでは、対象有価証券の売買単位が、100 口から 10 口に変更されました。

したがって、この変更により受渡し単位も 100 口から 10 口に変更されたのです。売買単位変更前は対象有価証券の有価証券オプション 1 単位を権利行使すると 100 口受渡する契約であったものが、変更後は 10 口になるということです。

(2) 保有建玉の調整

本ケースでは、変更前は有価証券オプション 1 単位に対して 100 口の対象有価証券を受け渡す決まりですから、25 単位の有価証券オプションの建玉は、 $25 \times 100 = 2,500$ 口を受け渡す権利を表しています。

しかし、もし売買単位変更後も有価証券オプションが 25 単位のままなら、 $25 \times 10 = 250$ 口しか権利行使の際に受け渡すことができません。そもそも有価証券オプション取引とは権利の売買ですから、2,500 口受け渡しできる権利が、

売買単位変更日に突然 250 口しか受渡しできない権利になります。それゆえ、対象有価証券の売買単位の変更に合わせて、建玉を調整する必要があります。

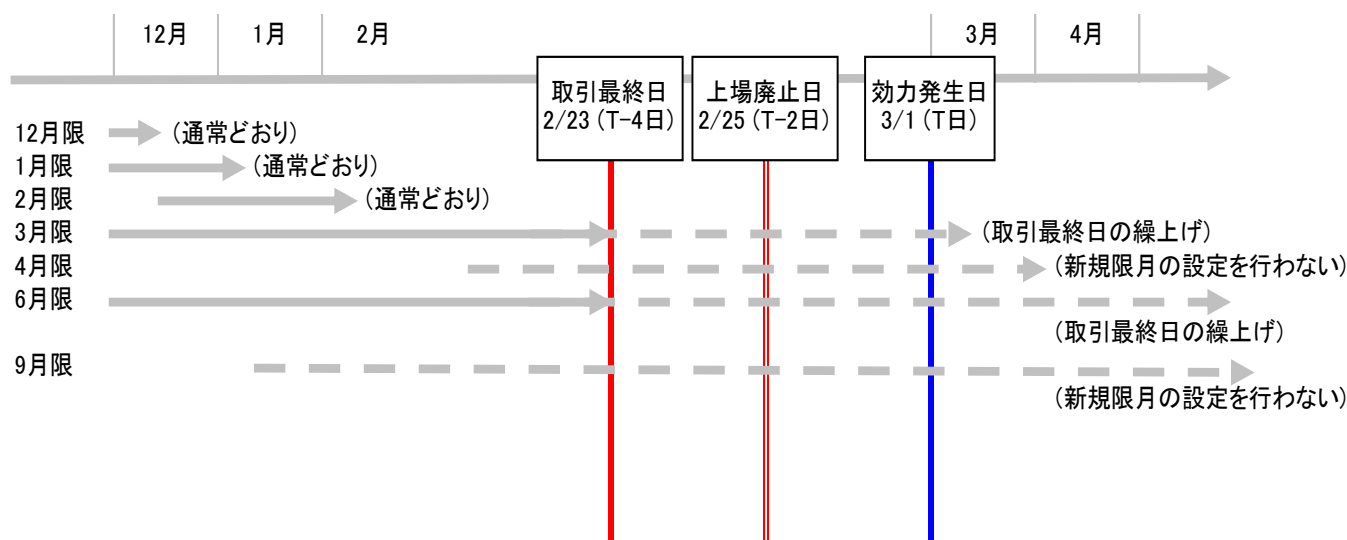
3.3 上場廃止

対象有価証券が上場廃止になる場合

a. 合併、株式交換又は株式移転により上場廃止となる場合（対象有価証券が整理銘柄となる場合を除く。）

- 当該有価証券オプション取引に係る取引最終日は、上場廃止日の前々日（休業日は除外する。以下同じ。）とします。
- 新規限月の設定に関しては、本来の取引最終日が合併期日、株式交換の日又は株式移転期日以降の日になってしまう場合は設定を行いません。

以下は、11 月末の株主（投資主）総会において、翌年 3 月 1 日（月）付で効力の発生する合併を決議した場合に対象有価証券が上場廃止になる例です。この場合、東証及び当社は当該有価証券及び同オプションの上場廃止日を 2 月 25 日（木）とし、取引最終日を 2 月 23 日（火）として定めます。



- ・上場廃止日の前々日以前に取引最終日を迎える限月は取引最終日の変更なし。(12 月限、1 月限、2 月限)
- ・上場廃止日の前日以降に取引最終日を迎える限月取引の取引最終日は上場廃止日の前々日に繰り上げる。(3 月限、6 月限)
- ・合併、株式交換又は株式移転より前に取引最終日を迎える限月取引は、通常どおり新規限月の設定を行う。(2 月限)
- ・合併、株式交換又は株式移転の期日以降の日を取引最終日とする限月取引が二つ以上となる新たな限月取引は新規設定しない。(4 月限、9 月限)

b. それ以外の理由により上場廃止となる場合

- ・取引最終日が当該上場廃止日の前日以降となる限月取引は、上記 a. の取扱いと基本的に同じですが、当社が当該取引最終日を適当でないと認める場合には、当社がその都度定める日を取引最終日とする場合があります。
- ・東証が対象有価証券の上場廃止を決定した日の翌日以降の日を取引開始日とする新たな限月取引の設定は行

いません。